

3 介 第 1 3 号  
令和 3 年 4 月 1 日

地域包括支援センター 管理者 様  
居宅介護支援事業所 管理者 様  
第 1 号訪問事業所 管理者 様  
第 1 号通所事業所 管理者 様

福島市介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

令和 3 年度福島市介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について (通知)

日頃より、介護保険事業にご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、福島市介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのうち、旧介護予防に相当するサービス単価は、国が定める額から勘案し市町村が定めることとされています。今回、国が定めるサービス単価の変更に伴い、福島市介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表について別紙のとおり改定いたしましたので通知します。また、主な改定内容は下記のとおりです。

併せて、請求システム等で必要な単位数表マスタについて福島市のホームページに掲載いたしましたのでご確認ください。

○改正にかかる資料

- ・介護保険事務処理システム変更に係る参考資料 (確定版) (令和 3 年 3 月 3 1 日事務連絡)  
→国が定めるサービスコード表に、市町村が勘案する基準となる単位数が記載されています。  
福島市においては、国が定める単位数に準じる内容で定めています。
- ・令和 3 年度介護報酬改定における改定事項について  
(厚生労働省ホームページ「令和 3 年度介護報酬改定について」掲載資料)  
→主に各種加算および減算について、介護報酬に準じた改定がなされました。

記

1 施行時期

令和 3 年 4 月 1 日

2 複数項目にかかる改正事項

- ①【廃止】総合事業への移行期間が終了したことにより、訪問型サービスおよび通所型サービスのみなし区分のサービスコード (A 1 および A 5) が廃止されます。
- ②【新設】新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて令和 3 年 9 月末までの間、基本報酬に 0. 1 % 上乗せするためのコードが新設されます。

2 基本報酬

(1) 訪問型サービス

【廃止】基本報酬の中で適用していた、同一建物減算を算定するためのコードが廃止されます。(「各種加算および減算」の当該減算の項目も参照ください)

(2) 通所型サービス

基本報酬において単位数の変更以外の改定はありません。

(3) 介護予防ケアマネジメント

基本報酬において単位数の変更以外の改定はありません。

※令和3年度介護報酬改定により介護予防ケアマネジメントに要介護認定者を設定することが可能となっていますが、福島市においては対応する事業（住民主体のサービス）が未実施のため算定対象外としています。

3 各種加算および減算

各種加算および減算における改正は、介護報酬の改定に準じて行われています。

(1) 訪問型サービス

【新設】同一建物減算を算定するためのコードが新設されます。また当該減算を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入することとなります。

利用区分	減算率
訪問型独自サービス同一建物減算	所定単位数の10%減算

(2) 通所型サービス

【見直し】事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合の減算（同一建物減算）について、区分支給限度額管理の対象外となりました。（厚労省作成「改定事項について」資料P142）

【新設・見直し】栄養ケア・マネジメントに係る加算の新設および既存の加算の見直しがされました。（厚労省作成「改定事項について」資料P90）

利用区分	単位数
栄養アセスメント加算 ※新設	50単位/月
栄養改善加算 ※見直し	150単位/月 → 200単位/月

【新設】口腔機能向上加算について、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分が設けられます。（厚労省作成「改定事項について」資料P89）

利用区分	単位数
口腔機能向上加算（Ⅰ） ※現行の生活機能向上連携加算と同様（単位数含む）	150単位/月
口腔機能向上加算（Ⅱ） ※新設	160単位/月

（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定はできません。

【新設・見直し】サービス提供体制強化加算について、見直しが行われました。

（厚労省作成「改定事項について」資料P110）

利用区分	単位数	
加算Ⅰ（新たな最上位区分） ※新設	事業対象者（週1回程度）要支援1	88単位/月
	事業対象者（週2回程度）要支援2	176単位/月

加算Ⅱ（改正前の加算Ⅰイ相当）	事業対象者（週1回程度）要支援1	72単位／月
	事業対象者（週2回程度）要支援2	144単位／月
加算Ⅲ（改正前の加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当）	事業対象者（週1回程度）要支援1	24単位／月
	事業対象者（週2回程度）要支援2	48単位／月

【新設】生活機能向上連携加算について、ICTの活用等により利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分が新たに設けられます。

（厚労省作成「改定事項について」資料P80）

利用区分	加算率
生活機能向上連携加算（Ⅰ） ※新設	100単位／月（3月に1回を限度）
生活機能向上連携加算（Ⅱ） ※現行の生活機能向上連携加算と同様（単位数含む）	200単位／月
	100単位／月（運動器機能向上加算を算定している場合）

（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定はできません。

【新設】口腔スクリーニング加算について、介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを評価する加算が創設されます。（厚労省作成「改定事項について」資料P89）

利用区分	単位数
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） ※新設 （特定の加算との併算定不可）	20単位／回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） ※新設 （特定の加算を算定しており加算（Ⅰ）を算定できない場合にのみ算定可能）	5単位／回 （6月に1回を限度）

特定の加算…栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算

【新設】事業所の全ての利用者に係るデータを横断的にCHASEに提出してフィードバックを受け、利用者のケアプランや計画への反映、事業所単位でのPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上の取組を行うことを評価する加算が新設されます。

（厚労省作成「改定事項について」P94）

利用区分	減算率
科学的介護推進体制加算	40単位／月

### （3）介護予防ケアマネジメント

①【廃止】報酬体系の簡素の観点から、算定実績を踏まえ介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算が廃止されます。（厚労省作成「改定事項について」P156）

②【新設】地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、居宅介護支援事業者との情報連携等を新たに評価する委託連携加算が新設されます。

（厚労省作成「改定事項について」P56）

利用区分	単位数
委託連携加算	300単位／月（委託する初回に限る）

#### 4 その他

(1) 【改定なし】 区分支給限度基準額について

今回の介護報酬改定に伴う区分支給限度基準額の変更はありません。

(2) 【改定なし】 訪問型サービスおよび通所型サービスの回数によるサービス区分について

今回の介護報酬改定に係り、回数によるサービス区分の導入はありません。

(3) 【経過措置あり廃止】 介護職員処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）については、上位区分の算定が進んでいることから廃止されます。令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間が設けられます。（厚労省作成「改定事項について」P151）

(4) 単位数表マスタ等の掲載場所

福島市ホームページ > 健康・福祉 > 福祉・介護

> 地域包括ケアシステム > 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

> 『介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）』による訪問型サービス・通所型サービス指定事業者向け

問合せ先 〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市健康福祉部 介護保険課 介護給付係

TEL 024-525-6587 FAX 024-526-3678